

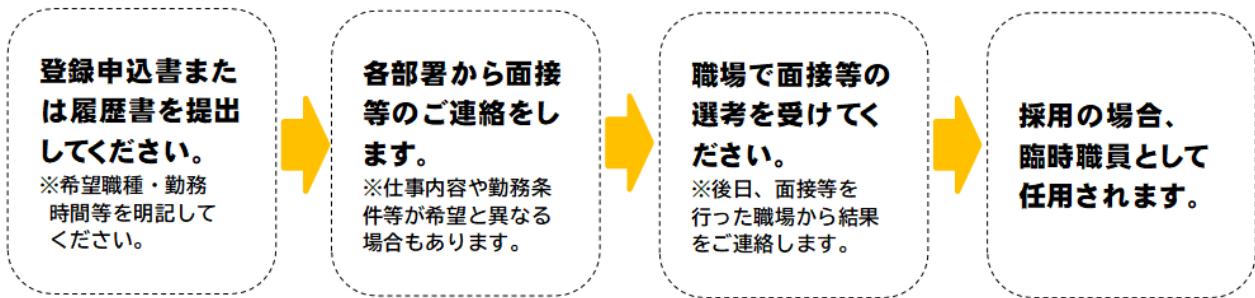


# 令和6年度 渋川市臨時職員 (会計年度任用職員) 登録者募集要項

渋川市では、臨時職員（会計年度任用職員）として市役所及び市有施設で勤務していただける方を随時募集しています。

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、各部署の業務・欠員状況等によって、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、臨時職員として任用します。

## ◎登録から任用までの流れ



## ◎登録申込書(履歴書)の提出方法

市指定の登録申込書又は履歴書（市販の任意用紙）に写真を貼付し、必要事項及び希望の職種等がある場合は記載のうえ、下記のとおり提出してください。

（市指定の登録申込書様式は、市ホームページからダウンロードできます。）

【提出先】〒377-8501

渋川市石原80番地

渋川市役所総務部人事課 人事研修係

☎0279(22)2362（直通）

【提出方法】郵送又は持参にてお申し込みください。

【受付期間】随時受け付けています。

【有効期限】登録の日から令和7年3月31日まで

（登録は年度ごととし、自動更新はしません。令和5年度の募集で登録した方も改めて登録が必要となります。）

## ◎地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの人
- ・渋川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※登録申込書等に記載いただいた希望条件等を確認のうえ、条件が合う方に面接等のご連絡をいたします。ご登録いただいた全ての方の採用をお約束できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※登録後、希望条件を変更したい、就職が決まったため登録を取り消したい等、登録内容に変更が生じた場合は、随時、人事課(上記登録申込書提出先)までご連絡ください。

※臨時職員(会計年度任用職員)は、登録者の中から選考する他、ハローワーク等を通じて部署ごとに直接募集することもあります。

※登録申込書等に記載いただいた内容は、臨時職員(会計年度任用職員)の選考及び任用に関する事務以外の目的で利用することはありません。

◎主な勤務条件

任用根拠	地方公務員法第22条の2(パートタイム会計年度任用職員)		
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※職種・配属部署によって異なる場合がありますが、上記の一会計年度を超えない範囲での任用となります。 ※任用期間満了後、再度の任用(翌年度の任用契約更新)を希望される場合であっても、配属部署の事業・業務量の状況、欠員の状況、勤務成績等によりご希望に添えない場合もあります。		
募集職種	事務補助員、施設管理人、作業員、調理員、運転手、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、栄養士、小中学校補助教員、学校技術員等		
業務内容	職種・配属部署によって異なります。		
勤務日・勤務時間	業務内容・配属部署によって異なります。 ※部署により土・日曜日、祝日の勤務あり ※最長1日7時間30分、週37時間30分		
勤務地	市役所本庁舎、第二庁舎、出先機関(市有施設等)		
報酬	○職種ごとの月額または時間額(いわゆる月給または時給)によります。 《月額》当月20日払 《時間額》当月末締め、翌月20日払 ○報酬単価は、令和2年度以降の <u>渋川市臨時職員(会計年度任用職員)</u> としての勤務経験1年につき、原則として1号給を加算します(最大6年分で6号給)。		
	主な職種	号給	時間額【時】/月額【月】
	事務補助員	1号給 ~ 7号給	【時】1,000 ~ 1,040円
	調理員		【時】1,080 ~ 1,120円
	保育士・幼稚園教諭		【時】1,195 ~ 1,240円
	保育士・幼稚園教諭(担任)		【月】217,900 ~ 226,900円
	非常勤講師(小中学校補助教員等)		【時】1,630 ~ 1,695円
保健師	【時】1,815 ~ 1,890円		

<p>期 末 手 当</p>	<p>○次のア～ウいずれにも該当する場合、6月・12月の年2回支給します。  ア. 任用期間が6か月以上であること  イ. 基準日(6月1日、12月1日)に任用されていること  ウ. 社会保険加入者又はそれと同等の勤務に就いている者であること  ○支給月数は、1年につき最大1.6月分です。  ※在職期間により異なるため、任用初年度は最大1.04月分となります。</p>	
<p>通 勤 費</p>	<p>○自家用車等を使用する場合(徒歩以外)、通勤距離区分ごとの額により勤務実績に応じて支給します(月20日分を上限とする)。</p>	
	<p>通勤距離(片道)</p>	<p>通勤1回当たりの支給額</p>
	<p>2km以上5km未満</p>	<p>100円</p>
	<p>5km以上10km未満</p>	<p>210円</p>
	<p>10km以上15km未満</p>	<p>355円</p>
	<p>15km以上20km未満</p>	<p>500円</p>
<p>(以下、5kmごとに最大60kmまで設定)</p>		
<p>○公共交通機関を利用する場合、上記と別の規定に基づき支給します。</p>		
<p>休 暇</p>	<p>○年次有給休暇  勤務条件・継続勤務期間に応じて付与(年間最大20日)  ○特別休暇  国の非常勤職員の制度に準ずる  (夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、病気休暇等)</p>	
<p>各 種 保 険</p>	<p>○一定の要件を満たす場合、社会保険(共済組合・厚生年金保険)、雇用保険が適用されます。  《社会保険》  ・2か月以上任用見込みがあり、週30時間以上の勤務  ・2か月以上任用見込みがあり、週20時間以上、月額8万8千円以上の勤務  (※厚生年金法・共済組合法に準ずる)  《雇用保険》  ・31日以上の任用見込みがあり、週20時間以上の勤務  (※雇用保険法に準ずる)  ○すべての臨時職員(会計年度任用職員)に、労働者災害補償保険又は公務災害補償が適用されます。  (※労働者災害補償保険法、非常勤職員公務災害補償制度に準ずる)</p>	
<p>服 務</p>	<p>○地方公務員法に規定するサービスの各規定の対象となります。  サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止  ○以下に該当する場合を除き、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。  ・兼業によって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合  ・兼業によって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合  ・兼業によって渋川市の信用を損なうおそれがある場合</p>	